

# 1940年代の広島復興における戦災者の生活再建

## —戦災都市復興事業、住宅対策、戦災者援護の相互影響関係の分析から—

Rebuilding the Lives of War Victims in Hiroshima in the 1940s

—An Analysis of the Interrelationships among War-Damaged Urban Reconstruction Projects, Housing Measures, and Relief for War Victims—

西井麻里奈\*1

Marina NISHII\*1

本稿は、戦後広島における戦災復興が、住民の生活再建に与えた影響を明らかにすることを目的とし、戦災都市復興事業、敗戦直後の住宅対策、住民の生活再建の相互影響関係を、1940年代の住宅問題に軸をおいて検討した。最初期の住宅対策は応急簡易住宅、公営住宅建設とともに住民の生活再建に充分寄与せず、住宅の自力建設が多発した。この状況に対し、戦災者や引揚者からは、集団で住宅を求める運動が発生していた。しかし運動は長続きせず、戦時災害保護法が廃止され戦災者への補償が失われるなか、1946年に特別都市計画法の制定・施行により都市復興事業が開始した。特に区画整理事業の開始によって、自力建設の家々と復興事業が衝突した。さらに広島平和記念都市法のもと、1949年に以降都市復興事業が本格化し、復興に向けた「ヤミ建築」の立退きが始まった。本稿は、復興事業、住宅対策、戦災者援護が、空間や対象とする人を同じくしながらも相互に不連携な状況にあり、住宅確保の困難、援護の欠如、復興に伴う立退きといった、複数の側面で住民の生活再建を妨げたことを明らかにした。

キーワード: 戦災都市復興、住宅、戦争被害者援護、戦災者、広島

Keywords: war-damaged urban reconstruction, housing, relief of war victim, air victim, Hiroshima

### 1. 研究の背景と目的

本稿は、戦災復興が住民の生活再建にいかなる影響を与えたかを明らかにすることを目的とし、戦後広島の戦災都市復興事業、敗戦直後の住宅対策、住民の生活再建の相互影響関係について、1940年代の住宅問題を軸に検討するものである。

このような課題に取り組む背景をのべる。戦争による都市の荒廃は、住まいの貧困やその集積を生み出した。戦後日本の戦災都市復興に関する研究は、主に都市計画史・建築史研究によって担われ、重厚な成果を蓄積してきたが、住宅問題への関心は限定的である<sup>1)</sup>。この点に関心を寄せてきたのは住宅政策研究<sup>2)</sup>や貧困研究である<sup>3)</sup>。なかでも、平山洋介による戦後住宅政策史研究は、復興期の住宅政策を戦後日本の持ち家政策の起点として位置付けた<sup>4)</sup>。これに加え、人文地理学者の本岡拓哉は、戦災後の住宅対策と社会福祉行政の対応が、戦後都市における「不法占拠」という居住形態形成の初発にあることを指摘している<sup>5)</sup>。

ただし、戦災復興期の住宅問題を、戦災者<sup>①</sup>を含む戦災地住民の生きる戦後を困難にした出来事として位置付ける試みは下記の点で不足しているといえる。広島市には、戦後復興期を通じて次第に大規模化した「原爆スラム」と呼称される河岸の「不法占拠」地区が発生する。また、広島に限らず、戦後の経済的困難や戦争による障害、精神的荒廃のなかで、被災後の生活基盤である住が不安定であったことを語る証言が存在する<sup>6)</sup>。しかし、1955年までに成立する住宅政策（住宅金融公庫・住宅公団・公営住宅）では、脆弱な位置に置かれた人々にとって重要な公営住宅の必要性が朝鮮戦争をきっかけとする経済復興により楽観視され、中間層以上に重点を置く住宅政策が展開されるようになる。その中で同時に進んだ戦災都市復興が、戦災者の生活再建に与えた影響の具体像はいまだ明らかではなく、この点はアジア太平洋戦争末期の日本に対する空襲・原爆被害に関わる諸研究においても十分検討が及んでいない<sup>②</sup>。

以上から、本稿は広島戦災都市復興事業、住宅

\*1 早稲田大学先端社会科学研究所 助教

Waseda University, Institute for Advanced Social Sciences, Assistant Professor

対策、住民の生活再建との関係について、文献資料の分析をもとに明らかにする。初めに述べておくと、論者は、復興とは被災後に生きる人々の生活の回復を含み、被災地再建に向かう一連の営みをとらえる概念と位置付ける。ただし、塩崎賢明が指摘するように、復興の過程においてこそ災い（「復興災害」）が生み出されることがある<sup>7)</sup>。本稿は、戦後広島における建設事業を軸とする戦災都市復興と、戦災者の生活再建との衝突を問題とする観点から、戦後初期の住宅問題を取り上げるものであるため、上記の広い復興概念と、個別の復興事業とを用語において区別する。まず、都市の物的復興事業に限定される都市インフラ整備を基調とする復興は「戦災都市復興事業」と記す。また、住宅建設は物的復興事業としての要素を持ちながらも、住民生活再建の基礎と言えるものであり、復興の包括的な概念に近いものであるが、本稿の具体的な考察対象であることから、「住宅復興」と明示して記述し、「戦災都市復興事業」と区別する。近年、広島戦後史のあらゆる側面が復興と結びつけられ、「平和都市」建設という理念の実現過程とされる傾向がある<sup>8)</sup>。こうした用語規定は、改めてその復興がどこにいかなる課題を残したかを明確にする意図も含む。

本稿で検討する戦後広島の住宅復興状況については、すでに自治体史や『戦災復興事業誌』における公的住宅対策に関する記述があるが、断片的な建設戸数の成果が記述されるにとどまる。改めて全体像を把握するため、本稿では住宅建設数が確認できる同時代の統計資料『市勢要覧』や『広島新史 資料編IV統計編』、広島市議会における建設関係委員会の議事録とつき合わせて住宅復興状況を明らかにする<sup>9)</sup>。住宅の建設戸数にとどまらない生活再建の具体像については、地元新聞である『中国新聞』における関連記事を用いる。また、論者はこれまで、広島戦災都市復興事業にともなう住民の立退き事例について、住民が行政に対して提出した陳情書の分析から検討を進めてきた<sup>9)</sup>。当該資料の全体的検討はすでに別所で行ったため、本稿では生活再建にもたらされた困難を示す例として、その成果を一部援用する。住宅政策の全体的動向については前述の諸研究における研究蓄積を踏まえつつ、上記のような資料を用いることで、都市復興と並行する住宅対策の実施状況と、そのなかでの住民生活の具体像を明らかにする。

本稿の対象時期は、敗戦から広島平和記念都市建設法（以下、平和都市法、1949年制定）制定までの

時期としている。被爆地広島の復興に対する研究関心は、同法にもとづく「平和都市」としての特殊な過程や実施内容に置かれがちであり<sup>10)</sup>、また復興の問題点は「平和都市」政策の問題点として指摘されてきた<sup>11)</sup>。そうした傾向は、広島の復興過程でいかなる課題が都市に残されてきたかを不明確にしている。本稿では、「平和都市」政策が本格的に作動し始める以前から存在し、後の「不法占拠」地区形成につながる住宅問題の萌芽を確認し、それが復興政策、住宅対策、戦災者の生活再建のその後に与えた影響関係を明示する。

以上により、本稿は戦災都市復興事業の進行と、住宅対策、戦災者援護を含む生活再建の状況を重ね合わせてその相互の影響関係を検討し、戦災地住民の生活再建に対する復興事業の影響を明らかにする。

## 2. 応急簡易住宅の建設

1945年9月4日、「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」が閣議決定された。1/2の国庫補助率と、大蔵省預金部による低利の資金融通により、越冬用に各戸2室・1戸建て、組立式の木造平屋の応急簡易住宅（建坪6坪25）を年内に全国で30万戸建設する計画がここから始動する。1945年11月22日には、戦災復興院が各地方長官宛に通牒「罹災都市緊急住宅対策費国庫補助要綱」を発しており、応急簡易住宅建設に対する国庫補助はこれに基づいて行われた。地方自治体や住宅営団等の建設主体に対し、建設費の半額以内が補助された点で、国庫補助による応急住宅対策およびそれに引き続く国庫補助庶民住宅は、後の公営住宅につながる<sup>12)</sup>。

前述の「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」では、応急簡易住宅の建設主体は「極力罹災者各自の自力建設」としつつ、住宅営団、地方公共団体その他の団体も住宅建設に取り組むものとした<sup>13)</sup>。建設方法は現場加工よりも「極力地方木材株式会社、工場其他所在の製材、加工の設備及び労力を動員し決定せる規格に基き政府の一元的統制の下に柱、梁、板材等住宅部品の大量製作供給を為すものとす」とされた<sup>14)</sup>。規格化された資材を各地の工場等で作り、加工された組立の簡易な資材を供給し、「罹災地の製材及労務の節約を図る」ことが目指された<sup>15)</sup>。

こうした応急簡易住宅が、広島市でどのように作られたか見ていく。被爆前に7万6327戸あった広島市の建物は、その多くが被害を受け、爆心から遠い市周辺部にあつて火災や爆風の影響の少なかった建物がわずかに使用に耐え得るといった状態であった<sup>16)</sup>。

また、戦災後に度重なった台風や豪雨によっても、再建された家が破壊された。そうした状況のなか、住宅営団広島支部には広島県分として1万7700戸の応急簡易建設が割り当てられた<sup>16)</sup>。

住宅営団や地方公共団体などによる供給の方法や規模は、地域によって様々な事例があった。1945年10月23日の『中国新聞』では、年内に広島市に6畳と2畳半の2室をもつ5000戸の住宅を建設する計画がある、とされていた<sup>15)</sup>。住宅営団広島支所への取材を通じ、この5000戸の住宅建設のため、実際に山陽土木や大和人絹、川野木工、中国産業、広陽木材といった元軍需工場をもつ会社に発注された、という報道もある<sup>17)</sup>。応急簡易住宅は「工場で生産された材料によって1戸当たり7畳・4畳・台所・押し入れ・便所付きの建物」が、部品番号を手掛かりに素人が2、3日で組み立てることができたという<sup>18)</sup>。こうした住宅営団による応急簡易住宅は1セット3500円で売り出され、その数は住宅営団建設1500戸、広島市建設300戸、合計1800戸分であったとされる<sup>19)</sup>。

応急簡易住宅の建設主体は、住宅営団、地方行政、個人と、複数あり、これが住宅営団による住宅供給戸数の全てであるのかは定かではない。上記の「1800戸」は住宅営団、広島市それぞれの建設分とされており、営団・広島市を建設主体とすると考えられる。しかし広島市の場合、1セット3500円の応急簡易住宅には、このほかに資材販売により被災者が購入し自力建設したケースがあり、「セット住宅」等と呼ばれていた<sup>6)</sup>。3500円のセット住宅については、後に広島市長となった濱井信三が当時を振り返り、3500円が当時として大金であったことに加え、「家を買っても、建てる土地が手にはいらない」状況であったため、あまり売れなかった、と振り返っている<sup>20)</sup>。このことから、個人による建設戸数のなかに、営団から資材を購入して建設した住宅が含まれると考えられる。個人の建設や宗教施設の再建に用いられた事例があるようだが、戸数は明確ではない<sup>21)</sup>。また、3500円のセット住宅を購入できたとしても、「構造が粗悪且つ屋根葺材料、ガラス、畳等の部品不足」のため「買って住める様にするには1万円を要」したといい、それゆえに建設途中で長く放置された「立腐れ住宅」も生じた<sup>22)</sup>。罹災者がセット住宅を自力建設した事例は、統計上「専用住宅」、あるいは状態が悪い場合には「仮小屋」に含まれる可能性もあるだろう。

当初年内に5000戸とされた応急簡易住宅の建設目標であるが、その後1946年1月までに住宅2000戸を

建設するものとして変更された<sup>23)</sup>。これは、建設が遅延するなかで新たな対策として1945年11月12日に「住宅緊急措置令」(勅令641号)により、室数の多い既存建物の住宅転用が行われたことが関係する。

「1945年末までに30万戸を建設する」という全国の目標戸数も、新たな応急簡易住宅と、既存建築物を転用した住宅の活用とを合わせた数字となり、新築の目標戸数が大幅に減ったとみられる。だがそれだけでなく、以上のような緊急措置による広島の応急簡易住宅建設が、住宅セットの部品不足や、連合軍の許可手続きの進捗、製材能力不足などにより進まなかった点も重要である<sup>24)</sup>。応急簡易住宅30万戸計画自体、実現可能性を度外視したものであった<sup>25)</sup>。当時を知る住宅課長はのちに、「材料は足らん勝ちで中には腐ったものも混っておるので困った」と述べている<sup>26)</sup>。中国地方には伐採すれば資材はあるが、折からの災害などが影響し輸送が困難である、といった現状も報道されていた<sup>27)</sup>。その後、住宅緊急措置令は1946年5月21日に改正され、既存建物の住宅転用だけでなく、室数のある所謂「余裕住宅」の開放が求められた。広島県では1946年7月末を届出期限として余裕住宅の解放を求めており、後の1948年7月6日には開放促進のために余裕住宅税が課されるようになった。しかし、広島市内で被災した人々にとって遠方である場合が多く、1946年8月時点で報じられた余裕住宅への入居希望者は17件と、かなり少ない<sup>28)</sup>。

なお、「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」が閣議決定された1945年9月4日の前後、広島ではそれまでの報道を通じて人々の間に広まった、放射能汚染による所謂「生物不毛説」を打ち消す報道がなされていく<sup>29)</sup>。いまだ被爆の痕跡を強く残す土地に公的に応急簡易住宅が建設されていくことで、「この土地に再び住むことが出来る」ということが遂行的に示されていった。

### 3. 自力建設と公的住宅対策

住宅対策は行われたが、戦後の絶対的住宅不足状況に十分対応しうるものではなかった。こうした状況下で、住宅は自力建設によって増えて行くこととなる。以下では、主に『中国新聞』、市史、『市勢要覧』、市議会会議録の記述を参照しつつ、1945～49年までの時期を対象に、戸数主義的にはあるが公的住宅対策と民間自力建設の様相を並行して確認していく。

1945年度中には、住宅営団による応急簡易住宅が

1946年2月に1000戸、3月に124戸(旧西練兵場跡)建設された。1945年度中の公的住宅対策に関する記述は、この合計1124戸分以外には見られない。他方で、同時期には、自力で建設されたバラックが市内各所にすでに5000戸存在していた。これは応急簡易住宅として1945年末までに建設される予定だった戸数に匹敵する。1946年3月には都会地転入抑制緊急措置令が公布され、国は人口10万人以上の都市への転入を抑制し、広島市もこの指定を受けた。罰則も設けられていたが、多くの人々が転入し、前述のような住宅を建てたと考えられる<sup>30)</sup>。だが、同時期には占領軍の建設需要により、資材不足がさらに深刻となっていた。前述の1945~46年の応急簡易住宅の建設では、住宅営団を建設主体とする1124戸分が建設された他、前述のような組立住宅セットの購入による罹災者の自力建設がなされたと考えられる。

その後、広島市の独自策として、広島市復興局営繕課が初めて建設主体となった「緊急住宅対策」として、480戸の住宅が建設された。この480戸には基町の元野砲連隊跡に作られた「10軒長屋20棟」200戸が含まれた<sup>31)</sup>。この長屋は、住宅営団のセット住宅を購入・建設することが難しい市民に対し、当時の木原七郎広島市長が「市費で応急市民住宅を建てることを決意し」て建設された<sup>32)</sup>。前述の「罹災都市緊急住宅対策国庫補助要綱」により、地方自治体の「簡易住宅」建設資金には半額の国庫補助金が与えられていた<sup>33)</sup>が、この長屋は「純市費」で建設されたため、「戦後最初の市営住宅」とされる。市財政ひっ迫のため、「工費を節約して、最小限度の家をできるだけ多く建てる」という方針のもとで作られた簡素な住宅だが、入居希望者は殺到したという<sup>34)</sup>。他方で、住宅営団による建設も続いており、1946年度には7坪の「プレハブ住宅」267戸を建設した。1946年に建設された公的住宅対策による住宅数は、『統計編』によれば1233戸とされている<sup>35)</sup>。うち基町地区に市が建設した分が392戸である<sup>36)</sup>

だが、応急簡易住宅の供給は1946年6月時点で「非常に減少」していたといい、相変わらず建設戸数の多くを自力建設が占めた<sup>37)</sup>。市民が自力で建設した家は急速に増加し、1946年8月10日の段階で、バラック建てが約1万2000戸、修理した家屋は1万8000戸、バラック以外の新築1585戸等、計3万7608戸が自力で建設されていた<sup>38)</sup>。ただし、自力建設の資金難も大きかった。同年2月、大蔵省告示によって戦災者の住宅購入のため5000円の封鎖支払が認められたが、4か月後の6月には建築費高騰のため1

万円に引き上げられた<sup>39)</sup>。自力による住宅建設はなされたものの、この時期は預金封鎖による費用的な困難や資材難が大きく、それは「持ち家バラック」というかたちで住宅の質の低下につながっていた<sup>40)</sup>。

この当時、住宅対策を中央で担った諫早信夫は、「少くとも数年の間は建築特に住宅の供給は極めて不円滑であると云ふことは避け難い」とし、建設力の乏しさを理由に「新たなる建築は日本経済復興の線に沿ったものしか造れぬ」と述べている。具体的には、住宅は「鉄鋼、石炭、肥料等の重要産業及び交通、通信関係の労務者又は開拓農民の為に振向けられねばならぬ」のであり、戦災者、引揚者の住宅対策は、むしろ「住宅を通じてかかる産業に結びつけて行く」方向が必要、とされていた<sup>41)</sup>。臨時建築制限令によって不要不急の建築は抑制され、資金・資材は経済復興のため重点が置かれた産業の再建と石炭の増産のために、炭鉱住宅の建設に振り向けられた。これにより、一般庶民住宅の建設は抑制されており<sup>42)</sup>、広島におけるバラック住宅の急激な増加は、産業・経済復興を優先する当時の住宅政策の方向性による住宅事情のひっ迫をあらわすものでもあった。

1947年度の市営住宅建設総数は710戸<sup>43)</sup>、うち10戸は耐火住宅の見本として建設院が主導した、宝町の鉄筋コンクリート造のブロック住宅(1948年3月)である<sup>44)</sup>。うち基町地区に市が建設した分が609戸である<sup>45)</sup>。こうした不燃のコンクリート住宅建設は1948年から徐々に建設され、戦災地の住宅対策が恒久的なものに変化していく兆しを見せていた。

しかし、広島市の住宅総数4万975戸(1947年8月時点)のうち、公的住宅対策による住宅の累計は応急簡易住宅を含めて3000戸程度であった<sup>(7)</sup>。1947年8月には、市人口が21万人を越え、爆心1km以内にも約1万3000人が住むようになった。家屋は4万5000戸を超え、仮小屋から本建築に変わりつつあった<sup>46)</sup>。だが、耐久性のある不燃住宅の建設よりも、短期に多くの戸数を建設できる木造の簡易住宅を求める声はなお強く、住宅営団による簡易住宅の建設も続いた<sup>47)</sup>。1947年8月18日には、第1回参議院本会議の自由討議でも住宅問題が取上げられ、議員から住宅事情の深刻さが訴えられており、広島市の状況は全国的状況と通じるものであった<sup>48)</sup>。

以上の過程を経て1948年春には、応急簡易住宅、市営住宅等、その種類の内訳は定かではないが、広島市の住宅対策の中心地であった基町の旧西練兵場跡に約2000戸の住宅が建ち並んでいた<sup>49)</sup>。しかし、

同時期の広島市議会の復興専門委員会では、この住宅群の老朽化が問題となる。1948年4月末より住宅営団閉鎖に伴う営団住宅の買受に関する議論が行われている。結果的に買受に応じることとなったが、この段階で基町の住宅群はすぐに「屋根をふかなければならない」状態であり、復興都市計画上の用地確保のための買受であって住宅政策としての意味は無いとされるなど、早くも老朽化し状態が悪くなっていた様子が見え始める<sup>50)</sup>。また、同委員会では住宅課長が1948年度中に市営住宅1200戸を建設する予定があると答弁した<sup>51)</sup>が、実際には市営住宅657戸、県営住宅（広島市内分）も142戸が新たに建設されるにとどまった<sup>52)</sup>。うち基町地区に市が建設した分が36戸である<sup>53)</sup>。

1948年には初めての住宅悉皆調査である住宅統計調査が全国で実施された<sup>54)</sup>。広島市の住宅復興状況は、空き家を含めて5万388戸であった（8月1日現在）<sup>55)</sup>。具体的には専用・併用・共同住宅・その他は5万112戸であり、不安定で一時的な居住である寄宿舎・下宿屋が218戸、仮小屋・非住宅が2758戸あったとされている<sup>56)</sup>。1948年12月30日には年末の住宅事情について、密度の高い居住形態と建築資力の不足により、「住宅難にあえぐ市民は5千家族を数えている」と報じられた<sup>57)</sup>。この年、基町に「住宅営団の応急住宅743戸、市営住宅1038戸、県による引揚者住宅34戸、計1815戸」が立ち並ぶ状態になっていた<sup>58)</sup>。しかし、ドッジプランによる公共事業費削減の影響を受け、1949年の市営住宅建設総数は345戸と、前年より大きく減少した。

同時期には国政において、国庫補助住宅のみでは解消されない住宅不足の現状に対し、GHQより「住宅・土地開発のため普通銀行を補完する恒久的な特殊金融機関を設立すること」が勧告され1949年の住宅金融公庫法につながった<sup>59)</sup>。住宅金融は、利子5.5%（GHQの勧告による）で、土地を所有する持家を建設する人に資金を貸付ける制度であり、戦後復興期に「財投資金にもとづく、政府の一般会計資金を必要としない、自助努力による民間住宅への公的補助とそれに伴う介入」<sup>60)</sup>が行われる方向に向かっている。だが、地域の具体的な現場において進み始めた都市復興との関係で、住宅金融には困難が生じることがあった。広島市では1947年から順次区画整理事業による仮換地発表が始まり、換地移転等の土地再編が生じていた<sup>61)</sup>。このなかで、係争等により土地の準備が間に合わずに、融資を受けることを断念するケースも生じた<sup>62)</sup>。加えて、住宅建設用地を

確保でき、融資を受けうる比較的恵まれた者が利用可能な制度であった。

以上、戦後広島市の住宅建設状況について確認してきた。応急簡易住宅の建設に加えて、1946年からは国庫補助庶民住宅として市営住宅が建設されはじめ、1948年には県営住宅の建設も始まったが、その戸数も十分ではなかった。そのなかで、広島市においても「自力建設」による住宅建設が行なわれざるを得なかった。また、初期の公的対策による住宅の質は低く、不良化しやすいものであったが、入居を求める人びとは多く、競争率は極めて高かった。1949年には240戸建設された木造住宅に3800人が申し込むという状態であり、競争率は17倍であった。

終戦直後の住宅政策が公的住宅のストック形成に充分役割を果たさず、資材状況としてもそれが困難であったなか、盛んにおこなわれた自力建設＝持ち家を軸とした住宅復興は、戦後の持ち家所有の大衆化のベースともなる。広島市の場合、戦災で大量の住宅を失い、昭和20年代を通じて戦後の自力建設によって、持ち家が都市住宅の中心的な所有形態となった都市であった。ただし、戦後直後に建設された持ち家は、1948年の住宅統計調査では、厚生省による大都市住宅統計調査（1941年）の対象となった24都市の平均として、67.5%が借地に建設されたもので、住戸規模も狭小な応急的住宅であるという傾向があった<sup>63)</sup>。質的に不十分な「持ち家」としての自力建設に加え、住宅金融公庫の利用についても、当初は都市計画と衝突する状況にあった。

#### 4. 住宅を求める戦災者の運動

戦後の住宅復興状況を戸数主義的に整理してきたが、こうした状況に対し住民は生活の観点からどのように反応したのか、以下で見たい。

本稿2、3で検討した応急簡易住宅建設、既存建物・余裕住宅の開放といった対策が、戦災者の住宅難に対応していなかったことは、戦災者が集団で住宅問題の解消を求める運動の発生から読み取ることができる。人々は個々の自力建設で自助的に対応するだけではなく、集団で公助を引き出す運動を展開した。広島市では、「我々の生活は我々自身で擁護しよう」という趣旨から、先行する大阪や東京の戦災者同盟を参考として1945年11月27日に広島戦災者同盟が結成された。公的住宅対策に頼ることが出来ないなか「練兵場、飛行場、兵舎を戦災者に即時使用さすべし」など、当初から戦災者の住まいの問題を意識した要求を行った。これにより、実際に

1946～47年にかけて、観音町に10数軒、住吉橋附近に10軒の応急住宅がつくられ、その建設時には被災者たち自身が整地作業に取り組んだ。これは運営・管理を広島市が行ない、広島戦災者同盟が入居者を選ぶ、という形の「共同住宅」となった。

また、恩賜財団同胞援護会広島県支部は1946年4月1日に設立され、従来は引揚者・戦災者・軍人援護等、援護対象を区分して行なわれてきた援護を、「一般生活困窮者を対象」として進めた。戦災者・引揚者の援護としては、1947年9月1日に独自に引揚者、戦災者34世帯を対象とする「同援住宅」を基町の500坪の土地に建設している。多くはのちに行政に移管されたが、それまでは修理維持費について同胞援護会が重く負担した。戦災者同盟の事例と同様に、住宅政策・対策による住宅供給が生活難の改善につながらないなか、住宅の建設・提供を戦争被害者の民間団体が牽引したといえる。

そうとはいえ、特に広島戦災者同盟の主張には、「我々の生活は我々で擁護する」という民間の自助努力だけではなく、戦争被害を戦犯に贖わせようという思想が存在していた。つまり、広島戦災者同盟は「戦争犯罪者の財産を戦災救援と連合国の賠償金にせよ」とも主張している<sup>61)</sup>。これに類似する主張は、1946年12月9日、東京・神奈川を中心とする住宅運動の中心である「住宅復興会議」の創立大会（芝区公会堂で開催）においても見られた<sup>62)</sup>。労働組合や引揚者、戦災者連合会代表ら約400名が集まり、一般民衆も集まるなか、特に余裕住宅の開放という住宅対策については「戦犯者・資本家、官僚の大邸宅を即時解放せよ」といった要求が掲げられ、余裕住宅開放の徹底、材木確保のための御料林・公有林・大規模私有林の放出、隠匿資材の摘発、戦災地の「民主的な土地使用権」の確立なども訴えられた<sup>63)</sup>。住宅も資材も、あるところにはあったのであり、しかもその主は戦争の責任者たちであった。村田隆史は、この時期に広がりを見せた、生きるための労働運動・社会運動を支えたのは「自分たちは国家が起こした戦争の被害者であるという「戦争被害者意識」であったと指摘する<sup>64)</sup>。困窮の要因を戦争の責任者たちに見、その財産を開放させ戦災被害を贖わせようとする点で、「戦争被害者意識」は住宅運動と復興において大きな動力となっていた。広島でも、1947年2月7日には労働組合、引揚同胞更生会、戦災者同盟などの代表者による「広島住宅復興会議」が設立され、「庶民住宅新機構の樹立、闇業者防止、大邸宅の開放」などについて、市や県に要望してい

く<sup>65)</sup>。

以上のように、この時期の住宅を求める運動には、公的住宅対策の不足を補うことと、自らが被った戦災の責任の所在が意識されていた。また、広島市においても、原爆被害者は勿論、引揚者なども共同し、同時代の他都市における戦災者の運動を参照しつつ共通の生活難を乗り越えるための運動がみられた点も重要である。だが、広島住宅復興会議のその後の活動は管見の限り不明であり、広島戦災者同盟の活動も停滞・数年の後に解散した。「原爆被害者の会」による原爆被害者の組織化が見られるのは1952年であり、生活苦は長期にわたって戦争被害者の連帯を阻んだ。戦争により戦後の生活について負荷をおう者同士が、共同して生活問題を乗り越えようとする復興の試みは長く続かなかった。

## 5 戦時災害保護法の廃止

2、3で見てきたように、自力建設が住宅復興の主要な手段となっていたなか、1946年9月の戦時災害保護法の廃止により、それまでわずかながら存在していた戦災者への救済・補償措置が打ち切られた。戦時災害保護法は1942年2月25日に公布され、戦時災害を「戦争ノ際ニ於ケル戦闘行為ニ因ル災害及之ニ起因シテ生ズル災害」（第2条）とし、軍人・軍属だけでなく、民間人の戦時災害（直接の戦闘行為だけでなく、空襲による混乱などによる二次災害も含む）の被害者や遺族に対し、救助・扶助・給与金の支給を行う援護措置を定めていた<sup>66)</sup>。同法は救済主義を軸とするが、特に給与金支給（障害給与金、遺族給与金、住宅給与金、家財給与金）には実質的な国家補償的性格が含まれた<sup>67)</sup>。戦後はGHQの方針により軍事扶助法、軍人恩給とともに廃止された。

このなかで、戦災による住宅の被害に対しては、一時的な救助と、物損にかかわる住宅・家財給与金の支給があった。広島における戦時災害保護法の運用実態については及川琢英による研究がある。被爆後に避難した戦災者の受入れにより、制度を活発に利用する状況にあった佐伯郡河内村、安佐郡大林村の事例を検討した及川によれば、広島では被爆後の戦時災害保護法による給与金は、遺族給与金は死者1人につき500円、住宅給与金は一律1000円、家財給与金が1人200円、2人350円、3人以上500円とされていた<sup>68)</sup>。給与は8月末に一旦停止後10月に再開され、法廃止の1946年9月まで継続した。これは広島市内の事例ではないが重要な指標となる。赤澤史郎によれば、空襲被害の拡大は上記4種類の

給与金のうち物損への補償拡大につながり、1943年度以降は給付金支給の中心となる。一律 1000 円の住宅給与金支給は他府県の事例とも共通し、これは支給金額の一律化によって手続きを簡略化し、大量の給与金支払いを可能にするものであったという。

この時期の民間自力建設について、東京を対象に資材・資金・宅地の三つの観点から分析した小野浩は、住宅資金は①大蔵省預金部資金・国庫補助、②復興金融公庫の融資、③一般金融機関の融資、④建築主の自己資金、に大別することができる<sup>68)</sup>。①～②はいずれも、予算配分上の住宅対策の位置づけの低さや預金部資金の枯渇、経済・生産復興に向けた炭鉱住宅への資金傾注により、戦災者の住宅復興に十分寄与し得ず、③はインフレ下において長期低利融資が困難であったことから、④建築主の自己資金による建設が大部分を占めたという。つまり、戦時災害保護法による給与金が④の一部として使用された可能性があり、また同法の廃止によって給与金支給も失われる、ということになる。自己資金での住宅建設が可能であったのは、手元に現金を蓄積しえた所謂「新円階級」であったという<sup>69)</sup>。

戦時災害保護法廃止と同時期の報道から住宅復興状況を確認すると、1946年8月4日には金融緊急措置令による預金封鎖および払い戻し制限、物価高騰と食糧難のため1946年春以降は「家屋の建設どころか食べ物やりのやりくりで忙し」い状況にあったとされ、市内の住宅建設戸数は減少する<sup>70)</sup>。他の報道でも、住宅建築費は仮建築で坪当たり1200円、本建築に近いものでは広島市で2400～2500円とされている<sup>71)</sup>。住宅資金は5000円を限度として引き出すことができ、インフレによる限度額の引き上げも行われたが、建築費に見合わず住宅復興は厳しい状況に置かれた。

こうした実情からすると、一律 1000 円の住宅給与金はさして住宅復興の助力になりえてはいないだろう。だが同法廃止後、戦災者への援護措置は失われ、従来の各種救護法令を統合することにより以後は旧生活保護法に吸収、困窮者一般の公的扶助に統一された。その後、戦災者に対する援護の欠如は長期化し、原爆被害者についてはようやく 1957 年に最初の援護立法にこぎつける。戦時災害保護法の存在は戦災者への包括的な援護の足掛かりであったといえ、それが失われたことは、生活再建の困難を長期化させる側面があったといえる。

## 6. 平和記念都市建設事業の開始

戦時災害保護法の廃止と時期を同じくする1946年

9月に施行されたのは、特別都市計画法である。広島市も同法の適用を受け、9月に開催された第39回都市計画広島地方委員会で「広島復興都市計画土地区画整理」と「広島復興都市計画街路」が決定された。絶対的住宅不足のなかでの住宅対策と住民の生活再建との間の溝をかかえ、かつ戦災者への援護が失われていく状況下において、戦災都市復興が本格化していった。ここにおいて、住民の生活再建と、復興事業が進む都市との間のコンフリクトはさらに強まる。以下では区画整理事業との関係を確認していく。

1946年8月段階で市人口は18万5000人をこえ、焼失し区画整理の対象となった地区にも3万4000人が多様なかたちで住んでいた<sup>72)</sup>。そこに、1946年9月からの特別都市計画法下で実施される戦災復興土地区画整理事業の影響が出始める。8月には区画整理の円滑化のため、施行区域内の建築制限令が出され、建物の再建が一定の建築制限下に置かれた。また、1947～49年にかけては、集中的に仮換地発表が行われていく。区画整理開始以前から復興計画のなかでの土地の処遇について行政に問い合わせ、慎重に住宅の再建をなした者もいたが、結局区画の線引きが干渉したケースもある。こうした背景から、1947年以降には復興計画における土地、建物の処遇に対する異議申し立ての陳情書が行政に寄せられるようになった<sup>73)</sup>。ここまでの過程で蓄積していた住宅対策の課題は、主に住宅の不足や低質さにあったといえるが、復興事業の本格的な開始・進展に至ることさらに都市計画との衝突と立退きが課題となったと言える。

こうした状況下で、1949年に広島平和記念都市建設法が制定された。広島市の復興計画は1946年9月以降本格開始するとはいえ、被爆による財源上の問題を抱えて難航した。その状況を打開するため、立法によって広島復興に国の支援を獲得する方策が模索され、1949年に平和都市法が成立した。これにより、広島市は「平和記念都市」としての復興を開始したが、同時期の経済安定9原則とドッジ・ラインの影響により、全国の戦災復興事業と同様、まもなく広島市の復興計画もその見直し・縮小を余儀なくされた。当初の広島平和記念都市建設計画が、住宅施設・厚生施設を含む総合的な事業計画を持っていたのに対し、縮小後は「平和記念施設」の建設や幹線街路建設など、ごく限定的な5つの事業のみが平和都市法による国庫補助の対象となった<sup>74)</sup>。むろん、対象外となった事業も、個別の事業として国の補助や単独市費などによって実施されており、平和都市法の存在が何等かのかたちで効果を発揮した可能性はある

が、公式の平和記念都市建設事業からは外れた。さらに対象事業は5か年計画で強力に推進されることとなり、「平和都市」としての復興事業のもとでも住民の生活再建との衝突が生じた。

具体的には、復興事業の本格的な開始により、現に生活の必要から人びとが住み始めてしまった場所と、都市計画の線引きが衝突するようになり、立退き問題となって表出した。平和都市法の制定を受け、復興が軌道に乗り始める1949年以降は、それまでに資材・資金不足のなかでどうにか自力建設された家々や、公的住宅対策によって建設された家々のなかに、都市復興事業のために移動や除却による立ち退きを求められるものが出た<sup>75)</sup>。換地の影響をうける土地・地上物件の権利者に加え、私有地や公有地の占有者が立退き対象となり、立退きの中止や延期・内容の変更を求める陳情がなされた。特に占有者について、1950年の『中国新聞』では市内に3000戸の「ヤミ建築」があり、その「撲滅」「追放」を目指すという行政の方針が報じられた<sup>76)</sup>。こうした状況に対応できなかった人々は、戦後都市のなかで居住の貧困にさらされ、インフォーマルな土地利用によって「不法占拠」と見なされる地区を構成することがあった。その場所の事例としては建設途中の広島平和記念公園などの公有地や、市内各地の河岸などがあげられる。市内各所での区画整理や立退きにより行き場を無くした人々の流入等が、そうした場所におけるバラック建築の集積要因となった<sup>77)</sup>。

住宅不足と自力建設依存が続くなか、戦時災害保護法廃止と同時に戦災都市復興が法的位置づけを得、さらに「平和記念都市」建設としての復興事業が本格開始される。復興事業、住宅対策、戦災者援護が、対象とする人と空間を同じくしながら相互に課題を共有することなく、都市復興は進んだのである。

## 7. おわりに

本稿は、戦災復興が住民の生活再建にいかなる影響を与えたかを明らかにすることを目的とし、戦後広島戦災都市復興事業、敗戦直後の住宅対策、住民の生活再建の相互影響関係について、1940年代の住宅問題を軸に検討してきた。

住民の生活再建に与えた影響は、①戦災被害に対し最初期の住宅対策や戦災者援護が十分対応しえないうなかでの住宅の不足や早期の不良化の発生・自力建設の多発、②①の中で建設された住宅と復興事業とのコンフリクトの発生である。広島においては、すでに①の課題が蓄積された状態のうえに、②の問

題が「平和」という理念を冠した戦災都市復興事業の本格的な開始によって生じていたといえる。

広島戦災都市復興に対する研究が、これまで「平和記念都市」としての理念や特殊性に焦点化してきたことで捉えそこねてきたのは、①の時期の具体的状況、そして①②の関係であると言えるだろう。つまり、本稿を通じて見えてきた復興の課題は、繰り返しになるが復興事業、住宅対策、戦災者援護が、対象とする人と空間を同じくしながらも、その相互の影響関係を意識した連携が、住民の生活再建を軸に行われることがなかった、という断絶にある。復興は、傷ついた都市に、傷ついた人々が投げ出されるところから始まる。ゆえに建設分野・厚生分野といった複数の領域の相互連携が重要であった。財政難というやむを得ない状況下で、補助金獲得のための後付けの理念でもあった「平和」は、住民生活の再建を軸として掲げられた場合には、この相互連携を作り出すキー概念たりえた可能性もある。

だが、平和都市法制定以前に、既に後の立退き問題につながる基礎的な状況が形成されており、復興事業が軌道にのりはじめる1949年以降は、その基礎的状況の改善よりも、復興事業による公益の正当性が先行した側面もある。復興事業のための立退きが本格化し、理念と生活の乖離は次第に大規模化する不法建築群というかたちで表面化していった。

戦後日本が経験した大規模な復興の経験としての戦災都市復興は、当時の物的、経済的な様々な制約という時代的な特性もあり、そこで生じた課題の発見が即座に現代の災害復興に生かされうるものではないだろう。だが、被害者への援護が早期に失われ、戦災後の都市における生活根拠も曖昧なままに都市復興が進んだ経緯がまだまだ十分に解明されないまま、復興の歴史は戦後日本の発展・成長の基礎として位置づけられがちである。復興の理念・政策・生活の関係を良好なものにしえなかったとすれば、その要因を検討していくことにこそ、戦災都市復興研究の今日的意義があり、また災害復興研究との架橋点が存在するだろう。

## 付記

本稿は科学研究費助成事業「研究活動スタート支援」（課題番号20K22019）の助成を受けた。

## 補注

(1)原爆被害者は、空襲被害者一般（民間戦災者）とは異なる被害を受けたものとして援護体系に位置づけられて



おり、両者の間に分断を生んできたが、本稿が対象とする時期は被爆者援護関連法成立以前であるため、原爆被害者を含んで「戦災者」と記す。

(2)「戦後都市社会における空襲被災者運動の歴史学的研究」(科学研究費基盤C(代表:大岡聡、2015-2018))による諸成果をはじめ、山辺昌彦「日本空襲における民間人の被害について(特集 空襲研究の最前線)」『戦争責任研究』82号、2014年。長志珠絵「「防空」のジェンダー—戦前戦後における日本の空襲言説の変容と布置—」『ジェンダー史学』11号、2015年。

(3)戦後広島公的住宅対策に関する記述は、一大住宅地となった旧軍用地・基町に関する出来事を中心に、建設省『戦災復興誌 第9巻都市編VI』財団法人都市計画協会、1960年(以下、建設省(1960))をはじめ、以下の補注、文献注に挙げる市史・事業史にみられる。しかし、住宅関係の記述は各編に分散し、建設主体・建設時期が明確でない記述、当該年度の建設戸数とストックの区別が明示されない記述も散見される。本稿は、当時の公営住宅建設状況の統計をまとめた基礎的な資料として広島市『広島新史 資料編IV統計編』(同、1984年、以下、広島市(1984))を用いる。ただし広島市(1984)の数字は広島市『市勢要覧』(各年)を一部参照しており、こちらの方が詳細である場合もあるため、併せて用いる。必要に応じて広島市議会議事録によっても情報を補う。また、応急簡易住宅には住宅営団や自治体による建設分と、資材提供を受けた住民による自力建設分とがあり、住宅対策上は後者が重要視された。資料から両者を区別して建設戸数を割り出すことは困難であるが、留意しつつ公的住宅対策の全体像をつかむことを試みる。また、個人の自力建設数が分かる資料は、本稿の対象時期では1948年の住宅統計調査のみであるため、『市勢要覧』や住宅統計調査、報道に見られる情報も参照する。

(4) 広島市『戦災復興事業誌』戦災復興事業誌編集研究会・広島市都市整備局都市整備部区画整理課編、1995年(以下、広島市(1995))と略)、p.20。被爆前の建物数の記述は資料によって異なるが、7万6000戸前後で記述されている。

(5)「戦災者へ簡易住宅」『中国新聞』1945年10月23日。なお、この記事では「希望者は自分で建ててもよし住宅営団にも建てさせる」とされており、「5000戸」は資材のセット販売分と住宅営団による建設分を合わせた戸数と考えられる。

(6)市史において、応急簡易住宅は「簡易住宅」「簡易セット住宅」「プレハブ住宅」等と称されるが、いずれも「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」の下で建設がすすめられ

た「応急簡易住宅」の範疇に含まれると考えられる。

(7) 1945年度(1124戸)、1946年度(1233戸)、1947年度(710戸)の応急簡易住宅と市営住宅の建設数の総計。応急簡易住宅の自力建設分を含むか不明である。

(8)住宅統計調査では空き家を含めて4万9489戸とされているが、住宅統計調査に基づくとされる『市勢要覧』における1948年の戸数は5万3010戸とされている。

(9) 総理府統計局(1948)p.3。「寄宿舎・下宿等」とは「飯場、合宿所、寮、刑務所、養育院の如く名称のいかんを問わず、家計を共にしないものが集团的に居住する目的で設備されたもの」、「仮小屋・非住家」は「臨時応急につくられた建物で、大体自力で建設され、耐用年限が3年以下とみなされるもの」で焼トタン板を用いたもの、焼ビル等を応急的に自ら改造して使用しているもの、テントのほか事務室内、旅館の客室、土蔵等が該当する。

(10)『都市文化編』(1983)pp.112-119。建設時期が不明確だが、建設省(1960)p.363、広島市(1995)p.21の記述からも、1945~47年の間に基町におよそ1800戸の応急簡易住宅が住宅営団と市によって建設されたと考えられる。『市民生活編』(1983)では1948年4月ごろに「約2000戸」の住宅が立ち並んだ、としているが、1949年までに基町に約1800~2000戸の「公営住宅」が広がっていたとする認識が複数の文献に共通する。

(11) 及川琢英「原爆被害と戦時災害保護法」寺林伸明・北海道開拓記念館『日本の博物館における近代の戦争関係史展示の現況と国際関係認識の課題について』(2001~2004年)p.257。このほかに、恩賜財団戦災援護会広島県支部が避難先にとどまっている罹災者に対して、死没者1人につき弔慰金50円、罹災世帯の人員1人20円、2人以上30円の見舞金を支給するように指示したという(同p.250)。

#### 参考文献

- 1) 越沢明『復興計画：幕末・明治の大火から阪神・淡路大震災まで』中公新書、2005年。
- 2) 大本圭野「福祉国家とわが国住宅政策の展開」東京大学社会科学研究所編『日本の社会と福祉〔福祉国家第六巻〕』所収、東京大学出版会、1985年(以下、大本(1985))。
- 3) 岩田正美『貧困の戦後史』筑摩書房、2017年。
- 4) 平山洋介『マイホームの彼方に 住宅政策の戦後史をどう読むか』筑摩書房、2020年(以下、平山(2020))、p.10。
- 5) 本岡拓哉『「不法」なる空間に生きる 占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』大月書店、2019年(以下、本岡(2019))。
- 6) 全国戦災障害者連絡会『戦争の語り部として 民間戦災障害者の30年』若樹書房、1975年。
- 7) 神戸大学震災復興支援プラットフォーム編『震災復興

- 学 阪神・淡路 20 年の歩みと東日本大震災の教訓』ミネルヴァ書房、2015 年。
- 8) 国際平和拠点ひろしま構想推進連携事業実行委員会（広島県・広島市）『ひろしま復興・平和構築研究事業報告書 広島市の復興経験を生かすために 廃墟からの再生』2014 年 3 月。
  - 9) 西井麻里奈『広島 復興の戦後史—廃墟からの「声」と都市』人文書院、2020 年（以下、西井（2020））。
  - 10) 石丸紀興「「広島平和記念都市建設法」の制定過程とその特質」『広島市公文書館紀要』11 号、1988 年。
  - 11) 直野章子『原爆体験と戦後日本 記憶の形成と継承』岩波書店、2015 年、pp.76-81。
  - 12) 小野浩「第二次世界大戦直後の応急住宅対策—建築資材・資金問題を中心に」『立教経済学研究』63 巻 4 号、2010 年（以下、小野（2010））p.91。
  - 13) 前田昭彦「〈解題〉占領期の住宅政策・住宅運動と営団閉鎖」西山卯三記念すまい・まちづくり文庫住宅営団研究会編『戦時・戦後復興期住宅政策資料 住宅営団 第 6 巻 閉鎖と住宅運動』日本経済評論社、2000 年（以下、前田（2000））。
  - 14) 「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」1945 年 9 月 4 日。
  - 15) 諫早信夫「現下の住宅諸政策」『建築雑誌』726・727 号、1946 年 12 月（以下、諫早（1946））、p.2。
  - 16) 住宅営団「昭和 20 年度追加事業計画」西山卯三記念すまい・まちづくり文庫住宅営団研究会編『戦時・戦後復興期住宅政策資料 住宅営団 第 2 巻 組織と事業（1）』日本経済評論社、2000 年所収。
  - 17) 「郷土復興いつの日」『中国新聞』1945 年 11 月 5 日。
  - 18) 広島市『広島新史 市民生活編』広島市、1983 年（以下『市民生活編』（1983））pp.55-56。
  - 19) 広島市（1995）p.21。
  - 20) 濱井信三『原爆市長 ヒロシマとともに 20 年』朝日新聞社、1967 年（以下、濱井（1967）と略）、pp.95-96。
  - 21) 広島市『広島原爆戦災誌 第 2 巻』広島市、1971 年。
  - 22) 諫早（1946）p.2。
  - 23) 広島市『広島新史 年表編』広島市、1986 年、p.15。
  - 24) 『市民生活編』（1983）p.56。
  - 25) 小野（2010）p.93。
  - 26) 復興専門委員会議事録 1948 年 10 月 26 日。
  - 27) 「罹災者の冬をどうする」『中国新聞』1945 年 11 月 6 日。
  - 28) 「余裕住宅報告は早急に」『中国新聞』1946 年 8 月 4 日。
  - 29) 宇吹暁『ヒロシマ戦後史 被爆体験はどう受けとめられてきたか』岩波書店、2014 年、pp.15-17。
  - 30) 広島市（1995）p.21。
  - 31) 広島市『広島新史 都市文化編』広島市、1983 年（以下『都市文化編』（1983））、pp.119-120。
  - 32) 濱井（1967）、p.81。
  - 33) 「罹災都市緊急住宅対策費に対する国庫補助」『復興情報』創刊号、1945 年 12 月、pp.7-8。
  - 34) 濱井（1967）p.81。
  - 35) 広島市（1984）p.686。
  - 36) 建設省（1960）p.363。
  - 37) 「社説 邸宅開放運動を起せ」『中国新聞』1946 年 6 月 5 日前掲。
  - 38) 『市民生活編』（1983）p.56。
  - 39) 諫早（1946）p.5。
  - 40) 檜谷美恵子・住田昌二「住宅所有形態の変容過程に関する研究 その一 わが国における戦前戦後の持家所有の推移プロセス」『日本建築学会計画系論文報告集』第 392 号、1988 年 10 月（以下、檜谷・住田（1988））。
  - 41) 諫早（1946）p.6。
  - 42) 平山（2020）p.70。
  - 43) 広島市（1984）p.686。
  - 44) 『市民生活編』（1983）p.59。
  - 45) 建設省（1960）p.363。
  - 46) 広島県『原爆 30 年』広島県、1976 年（以下、広島県（1976））p.157。
  - 47) 『市民生活編』（1983）p.58。
  - 48) 平山（2020）pp.66-67。
  - 49) 『市民生活編』（1983）p.59。
  - 50) 復興専門委員会会議録、1948 年 5 月 15 日。
  - 51) 復興専門委員会会議録、1948 年 5 月 11 日。
  - 52) 広島市（1984）p.686。
  - 53) 建設省（1960）p.363。
  - 54) 総理府統計局「昭和 23 年住宅調査結果報告」（以下、総理府統計局（1948））p.4。
  - 55) 「住宅難の 5 千家族 原爆 4 年の市民生活」『中国新聞』1948 年 12 月 30 日。
  - 56) 平山（2020）p.71。
  - 57) 大本（1985）p.425。
  - 58) 広島市（1995）p.196。
  - 59) 西井（2020）pp.196-199。
  - 60) 檜谷・住田（1988）pp.139-141。
  - 61) 「広島戦災者同盟を結成」『中国新聞』1945 年 11 月 27 日。
  - 62) 「9 日に住宅復興会議」『朝日新聞』1946 年 12 月 6 日。
  - 63) 「住宅通信」No.31、1949 年 7 月 23 日（西山卯三記念すまい・まちづくり文庫住宅営団研究会編『戦時・戦後復興期住宅政策資料 住宅営団 第 6 巻 閉鎖と住宅運動』日本経済評論社、2000 年所収）。
  - 64) 村田隆史『生活保護法の成立過程の研究』自治体研究社、2018 年、p.63。
  - 65) 『市民生活編』（1983）p.58。
  - 66) 赤澤史郎「戦時災害保護法小論」『立命館法学』5・6 号、1992 年（以下、赤澤（1992））。
  - 67) 赤澤（1992）p.408。
  - 68) 小野浩「1940 年代後半の戦災都市における住宅復興—戦後統制下の住空間の創出と分配—」『社会経済史学』79 巻 2 号、2013 年 8 月（以下、小野（2013））、p.61。
  - 69) 小野（2013）p.63。
  - 70) 「新生 1 年 原子砂漠に灯は点る」『中国新聞』1946 年 8 月 4 日。
  - 71) 「悩み果なし”戦災者”と家 11 か月で僅か 1 割 建たぬも道理坪 2 千円」『中国新聞』1946 年 7 月 18 日。
  - 72) 広島県（1976）p.153。
  - 73) 西井（2020）第 1 章。
  - 74) 広島市（1995）p.56。
  - 75) 西井（2020）第 1 章。
  - 76) 「ヤミ建築 3 千戸を突破 広島市撲滅に乗出す」『中国新聞』1950 年 11 月 19 日。
  - 77) 西井（2020）第 3 章。